

令和元年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会（知事総括） 開催状況（経済部観光局）

開催年月日 令和元年10月2日  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 答弁者 知事

質問要旨	答弁要旨
<p>四 カジノ誘致等について                      （真下委員）                      カジノ誘致等について、次に伺います。先ほど他党派の質問に対して、知事はカジノを含むIR誘致の是非をめぐって、挑戦をするかどうか年内に判断すると答弁されましたが、議会の答弁前に入稿されたと思う道新の夕刊に、「IR是非 知事年内に判断」と大変大きく報道されておりますけれども、これは重大な議会軽視ではありませんか。                      （真下委員）                      ここは十分に気をつけていただきたいと思います。大変重大な関心事でありまして、それを事前に先にマスコミに流すようなやり方というのは、信頼を壊す関係になると思いますし、議会軽視につながります。これは注意していただきたいと思います。                      そこで質問を順番を変えて伺います。まずその判断に至るまでのグループインタビューの手法等について</p> <p>（四）グループインタビューの手法等について                      （真下委員）                      グループインタビューの手法は、10人ほどの非公開、密室で正確とはいえない冊子をもとに説明するまるで催眠商法のようなようです。会議録を公開するといいますが、その公正さの確認前にアンケートは回収されてしまいます。これでは道民理解が進むというよりも、道の考えの刷り込みに近いものではありませんか。改善を求めますが、知事はこれで良しとお考えなのか伺います。</p> <p>（三）IR冊子の正確性・公正性について                      （真下委員）                      道民の側の判断材料となるこのグループインタビューや、道が説明会で使うIR冊子なんですけれども、精緻な試算を要するといいつながら、誘客推計値を860万人、年間売上は1,560億円という夢のような数字を書き込む一方、カジノによるギャンブル依存症の発症率、対策を要する人数も対策に要する費用も、社会的損失も全く算出しておりません。その上、対策をとれば全く問題ないかのような説明というのは、正確性を欠き、道民に判断を誤らせるものではありませんか。到底公正な理解につながるとはいえないと思いますが、知事の見解を伺います。</p>	<p>（知事）                      新聞報道についてであります。年内に判断をするという考えは、これまでの議会議論などを踏まえまして熟慮をし、本日の委員会で初めて述べたものでありまして、報道の経緯については承知しておりません。</p> <p>（知事）                      グループインタビューについてであります。本調査は、無作為に抽出をいたしました道民の皆様を対象とし、匿名でアンケートに答えていただくことを前提に実施をするものであり、個人情報保護の観点から非公開で行うこととしたものであります。                      実施に当たっては、日本型IRのポイントなどについて、法令等の内容をもとに、わかりやすく取りまとめた冊子を活用し、事実即した説明を丁寧に行い、加えて、その信頼性を確保するため、後日、議事の全容を取りまとめ、公表することとしております。                      いずれにいたしましても、道といたしましては、本調査の趣旨を十分踏まえ、参加者の率直なご意見をお聞きしてまいりたいと考えております。</p> <p>（知事）                      啓発用冊子についてであります。この冊子は、国が進める日本型IRとはどういうものか、多くの方々に知っていただくため、法令等に規定されている内容をわかりやすく記載したほか、一昨年に道が実施した調査をもとに、想定されるIRへの訪問者数や売上高をお示するとともに、多くの方々が懸念をされているカジノの影響等について、そのリスクと国や道における対策の状況などを事実即して取りまとめたものであります。                      道といたしましては、引き続き、こうした媒体を活用し、IRについての情報発信を積極的に行いながら、道民の皆様の幅広いご意向を把握をしてまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>【再質】</b>  (三) I R 冊子の正確性・公正性について  (真下委員)  数字の整合性についてお答えがありませんでした。リスクについても説明していると仰いましたけども、ではなぜメリットという言葉で説明している一方で、デメリットという記載はなくて、説明はないのか伺います。</p> <p><b>【再々質】</b>  (三) I R 冊子の正確性・公正性について  (真下委員)  全く答えていません。メリットとわざわざ項目を立ててですね、見出しを立てて説明しているわけです。なぜデメリットという見出しの立て方をしなかったのか聞いているんです。</p> <p>(真下委員)  メリットとわざわざ言ってですね、項目を立てながら、デメリットは項目立てしないと。それはね、公平性に欠けると思います。公正性に欠けますし、誠実さが無いというふうに思います。  どうしてそうなるかという、知事はですね、健全な娯楽という認識でカジノに取り組もうとしています。これが間違っているんです。</p> <p>(一) カジノ事業への厳格な規制の理由について  (真下委員)  ギャンブルを民間事業者が実施する上で、廉潔性確保のための厳しい規制があることが分科会審議でわかりました。I R 整備法施行令はどのような欠格事由を規定し、また、映画、音楽、スポーツ、園芸などの娯楽を楽しむ興業場法はもとより、風営法よりも厳格な欠格事由がなぜ、このI R 整備法の施行令では付されているとお考えなのか、伺います。</p> <p><b>【指摘】</b>  (真下委員)  カジノによって想定されるギャンブル依存症、売買春、多重債務、自殺、様々な問題に対して対応するために、こうした厳しい欠格事由がつけられているわけですね。ですから、そうした考え方で対応しなければならぬ、厳しいものがあるんだということで、簡単に健全な娯楽などと言うべきではないというふうに指摘をします。</p>	<p>(知事)  啓発用冊子についてであります、この冊子は、日本型I Rのポイントなどについて、多くの方々に知っていただくため、法令等に規定されている内容をわかりやすく取りまとめたものであります。道としては、引き続き、こうした媒体を活用し、I Rについての情報発信を積極的に行いながら、道民の皆様の幅広いご意向を把握してまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)  啓発冊子についてでございますけれども、デメリットという言葉はつかってはおりませんが、例えばギャンブル依存症のリスクといったマイナス面の記載は行っているところでございます。</p> <p>(知事)  I R 整備法及び施行令におけるカジノに関する規定についてであります、日本型I Rに設置されるカジノについては、ギャンブル行為を合法化するに当たり、運営主体の高い廉(れん)潔(けつ)性(せい)を確保するとともに、適正な貸付業務の遂行はもとより、反社会的勢力の排除やマネーロンダリングの防止などの観点から、禁固刑以上の刑のほか、公営ギャンブル、薬物、財務、金融など幅広い分野の法律に係る罰金刑を受けた者を対象とした、厳しい欠格条項が設けられております。  なお、風営法・興(こう)業(ぎよう)場(じよう)法(ほう)については、ギャンブル行為を対象としておりませんが、風営法には営業活動を健全に行うために必要な欠格条項が設けられており、興(こう)業(ぎよう)場(じよう)法(ほう)には、欠格条項は設けられておりません。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 適切な判断時期について (真下委員) 最後の質問にします。一つは、知事が年内に判断するという、判断材料の一つにするというグループインタビューについて、今の段階で何通発送し、今のところ了解の返信というのは何通戻ってきているのか伺います。これが一つ。</p> <p>それから、ギャンブル依存症対策の議論は始まったばかりです。効果は得られぬまま、適切な判断とはなりません。知事の判断の基準を示していただきたいと思ひますし、カジノを含むIR誘致の早まった判断を行うべきではないと考えますが、見解を伺ひます。</p> <p>知事は年内に挑戦するかどうか判断すると言ひていますがけれども、私は到底エントリーする資格すらないと申し上げて、この答弁を聞いて質問を終わります。ちゃんと答えてよ。</p> <p>(真下委員) 数字をきちっと取りまとめて議会で報告してください。それからですね、その数字もわからないうちに、IR誘致の是非を判断するというようなことを表明するのは早すぎると思ひますよ。それを申し上げて終わります。</p>	<p>(知事) まず、グループインタビューについてでございますが、約2,500人の方を対象といたしまして、参加の依頼を行い、今週日曜日より開始をしておるところでありまして、集計につきましては、まだ行ってないところでございます。</p> <p>次に、IRの誘致についてでございますが、国はギャンブル等依存症対策の抜本的な強化を図るため、昨年7月、基本法を制定し、現在、道においても、法に基づく推進計画の策定を進めているところでございます。今後は、ギャンブル等で悩む方々を一人でも少なくしていくための体系的な対策に取り組むこととしております。</p> <p>こうした中、先般公表されましたIRに関する国の基本方針案では、IR事業者や都道府県等に対し、カジノに関する依存症などの影響の排除を確実に講じることが求められており、私としては、こうした課題に対し、一定の方向性を整理するとともに、現在、実施している意向把握や国の動向などを踏まえ、IR誘致の是非について適切に判断していく考えであります。</p>